

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	芝原 (芝原町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①農業就労者は30名で、60歳以上がほとんどである。(R5年度)
 ②現状のほ場面積は、1区画当たり10～20aと小さいため農作業に手間が掛かる。農地再編整備事業完了まで、組合法人や認定農業者が受託農地を増やすことが難しい。(組合法人は、Max. 15haである。)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①農地再編整備後、担い手3経営体を予定している。
 ②組合法人の経営面積は、39.9haで米・麦・大豆・野菜栽培を計画
 ③認定農業者Aの経営面積は、30.6haで、主に黒豆・大豆・野菜栽培を計画
 ④認定農業者Bの経営面積は、10haで主に水稻栽培を計画
 ⑤他に現在の農業就労者3名が、再編整備以外農地で継続して水稻栽培(2.5ha)を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
①農地再編整備後に組合法人・認定農業者A, Bが経営拡大を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
①現状、農業を辞めた就労者は、中間管理機構を通して組合法人・認定農業者Aへ農地を賃借している。
②再編整備が完了した団地から、中間管理機構を通して組合法人・認定農業者A, Bへ農地を賃借していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
R7年度より工事が着手され、R15年に完了予定である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
①当地区組合法人、他に認定農業者2者に依頼していく。
②組合法人経営は、組合員より選出された理事が行う。今後、専任農業者を組合員や外部より採用・育成し、将来的には組合法人経営が行えるようにしていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
①JAグリーン近江に野菜（ニンジン）収穫作業を依頼しており、今後も継続。
②JAグリーン近江に麦・大豆の収穫・乾燥作業を委託していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③東近江農地再編整備事業は、県のモデル事業としてスマート農業の導入や高収益作物を支援される。今後、計画に盛込むために関係機関（県・市・JA等）の支援を得る。
- ⑧施設建設投資費用を抑えるため、JAの乾燥（米・麦）施設利用を進める。
- ⑨農業機械投資を抑えるため、収穫（麦・大豆・野菜）をJAに作業委託していく。